

介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修） 受講のながれ

社会福祉法人 花ノ木 花ノ木医療福祉センター

ステップ	各事業所	研修機関 花ノ木
申し込み	各事業所でとりまとめて、受講申込書(様式1)を御提出下さい 尚、以降の手續きにかかわる様式は当センターのHPにすべてUPされていますのでご利用下さい	ワムネット 又は当センターHP上で 申し込み受付開始
	FAX 0771-22-8365 (FAX送信後、確認の電話をお願いします)	
	TEL 0771-23-0701 	受講決定通知書を各事業所へ郵送します
	受講料の振り込みをお願いします 振込先は受講決定通知書に記載しております	領収証は基本研修受講時にお渡します
基本研修受講迄に	実地研修準備チェック表(様式2) 利用者及びご家族の同意書(様式3) 主治医による実地研修の実施に係る指示書(様式4) 現場実習・実地研修の評価表(様式5) 以上の書類 作成が基本研修までに間に合わない場合、医師指示書・利用者及び家族の同意書の発行が可能か確認下さい	指導看護師がいない場合、 利用者様が訪問看護を受けていない場合等、 実地研修の実施が困難なケースでは、主治医の許可 が得られることを前提に当センターの看護師が指導 看護師をお受けする場合があります
基本研修受講の際	当日は、印鑑と研修テキスト、鉛筆、消しゴムをご持 参下さい(受講出席印を押していただきます) 実地研修準備チェック表(様式2)をご持参下さい 又は同様式をFAXで送信して下さい	基本研修の開催 不合格者へ再試験日の連絡 再試験の実施 
実地研修の準備	様式3 同意書 様式4 実地研修の実施に係る指示書 様式5 現場演習・実地研修評価表 様式6 実地研修記録 報告書 様式7 ひやりはっと・アクシデント報告書	他法人の指導看護師等に指導依頼する場合「実地 研修指導承諾書」をもって指導看護師様に委託いた します
実地研修の実施(利用者様の居宅等で、速やかに実地して下さい)		
修了書発行申請	様式3~7を整理し、研修機関(当センター)へ提出 ※実地研修を実施することなく研修を終了する場合は、指 導看護師料を返金することができます(振込手数料は、申 込者負担となります)	
修了書発行		研修修了証明証・基本研修受講修了書を発行し、各 事業所へ送付いたします 実地研修修了報告書類受理後、担当していただいた 指導看護師等に指導委託費を支払います
特定行為業務授業者認定証の交付申請	交付申請は、京都府へ ・「認定特定行為業務授業者認定証」の交付申請を 行ってください ・登録をうけていない事業所は、「登録特定行為従事 者」として登録申請を行う ・認定証取得後、「認定特定行為従事者」の登録・追 加手続きを行ってください	
喀痰吸引等の行為を利用者様に実施する時	実地研修用のものとは別に、医師の指示書・ご本人・ 家族の実施同意書が必要になります 日々の喀痰吸引等の実地記録 定期的に医師へ実地状況の報告 ひやりはっと・アクシデント報告と対策	